

## 沖縄県消費生活条例施行規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 自主基準及び禁止する不当な取引行為（第3条―第8条）
- 第3章 消費者訴訟費用の貸付け（第9条―第22条）
- 第4章 意見陳述の機会の付与（第23条―第27条）
- 第5章 雑則（第28条―第30条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

**第1条** この規則は、沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （県民の申出の手続）

**第2条** 条例第8条第1項の規定により知事に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 申出人の氏名又は名称及び住所
- (2) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (3) その他参考となる事項

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出人に通知するものとする。

#### 第2章 自主基準及び禁止する不当な取引行為

##### （自主基準の届出）

**第3条** 条例第17条第3項の規定により知事に対して届出をしようとする者は、自主基準届出書（第2号様式）により行わなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を沖縄県公報により公告するものとする。

3 条例第17条第5項に規定する県民への周知は、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を利用する等の方法により行わなければならない。

##### （不当な取引行為）

**第4条** 条例第21条第1号に規定する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 住居、勤務先その他特定の場所（以下「住居等」という。）を訪問し、又は電話をかけ若しくは電話をかけさせ、契約の締結を勧誘しようとするとき、その勧誘に先立って、事業者の名称又は氏名（以下「名称等」という。）、契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務（以下「商品等」という。）の種類を明らかにしないこと。
- (2) 電話をかけ若しくは電話をかけさせ、住居等を訪問することを約し、又は営業所その他特定の場所（以下「営業所等」という。）への来訪を要請し、住居等又は営業所等において契約の締結を勧誘しようとするとき、その電話の際事業者の名称等、契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品等の種類を明らかにしないこと。
- (3) 商品等の販売の意図を明らかにせず、郵便、信書便、ファクシミリ、電子メールにより、若しくはビラ、パンフレット等の広告により、又は住居等を訪問し若しくは拡声器で住居の外から呼びかけることにより、営業所等への来訪を要請して、契約の締結を勧誘すること。
- (4) 事業者の名称等、契約の締結について勧誘する目的である旨及び当該勧誘に係る商品等の種類を明らかにせず、営業所以外の場所において呼び止め、営業所等へ同行させて、契約の締結を勧誘すること。
- (5) 商品等の品質、内容その他の商品等に関する重要事項、消費者が契約の締結を必要とする事情に関する事項その他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、事実と異なることを告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 商品等の品質、内容その他の商品等に関する重要事項につき、実際のもの若しくは他の事業者のもの

よりも著しく優良又は有利であると消費者を誤認させるべき表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

- (7) 商品等の品質、内容その他の商品等に関する重要事項につき、故意に事実を告げないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (8) 将来における商品等の価額、将来において消費者が受け取る金額その他の将来における変動が不確実な事項につき、それが確実であると誤認させるべき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

**第5条** 条例第21条第2号に規定する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 消費者を威迫して困惑させ、又は正当な理由なく不適當な時間帯に、又は正当な理由なく長時間にわたり、又は執ように何度も、又は消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者につきまとう等の迷惑を覚えさせるような仕方で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 消費者が事業者に対し住居等から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、住居等から退去せず、又は営業所等から消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、営業所等から消費者を退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (4) 消費者の不幸を予言若しくは示唆し、又は健康若しくは老後の不安、経済的な不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安定な状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (5) 主たる販売目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (6) 親切行為により、又は販売目的以外の商品等を無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (7) 消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不適當と認められる契約の締結を勧誘し、又は高齢者、未成年者その他の者の判断力の不足に乗じて契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること。
- (8) 事業者が電気通信手段を介した契約の申込みを受ける場合において消費者が操作を行う際に、当該操作が契約の申込みとなることを容易に認識できるように表示せず、又は契約内容を容易に確認でき、及び契約の申込みを容易に訂正できるようにしていないこと。
- (9) 消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、電気通信手段を介して一方的に広告等を反復して送信し、契約の締結を勧誘すること。
- (10) 消費者の支払能力を超えると認められる信用の供与を受けることを勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (11) 消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (12) 消費者のクーリング・オフの権利を行使する通知を受けたとき、当該消費者からの要請がないにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (13) 販売事業者の行為が、前条、前各号若しくは次号、又は次条から第8条までの規定に規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は信用の供与に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売事業者を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、信用の供与をする契約を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、不当な手段を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

**第6条** 条例第21条第3号に規定する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法令等の規定により交付すべき契約書等を交付せず、又はこれらの規定に規定する商品等の価格、種類、数量等を記載せず、契約を締結させること。
- (2) 事業者の債務不履行若しくは商品等の瑕疵による契約の解除その他の契約の解除の申出又は契約の取消し若しくは無効の主張を消費者からすることを不当に制限する条項を設けて、契約を締結させること。
- (3) 債務不履行、不法行為又は商品等の瑕疵により生ずる事業者が負うべき損害賠償責任の全部又は一部

を不当に免除する条項を設けて、契約を締結させること。

- (4) 契約の解除又は変更に伴う消費者が支払う損害賠償額又は違約金（以下「損害賠償額等」という。）について、解除又は変更の事由、時期等の区分に応じ、当該契約と同種の契約の解除又は変更に伴う当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を著しく超えることとなる内容の契約を締結させること。
- (5) 消費者の債務不履行又は債務の履行遅滞に対する損害金又は違約金について、支払期日の翌日から当該債務の支払いをする日までの期間の日数に応じ支払うべき額に年14.6パーセントの割合（法令で別に定めがある場合にあつては、当該定める割合）を乗じて計算した額を超えることとなる内容の契約を締結させること。
- (6) 契約書等に年齢、職業、収入その他の事項について、虚偽の記載をさせ、又は虚偽の記載をして、契約を締結させること。
- (7) 消費者に不当に過大な量の商品等の契約を締結させ、又は不当に長期にわたって供給される商品等の契約を締結させること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、消費者の利益を一方的に害する条項を設けて、契約を締結させること。

**第7条** 条例第21条第4号に規定する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）に対し、事実と異なることを告げて、又は威迫して困惑させ、又は正当な理由なく不適當な時間帯に、若しくは長時間にわたる等の不当な手段を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (2) 貸金業者等からの借入れによる金銭の調達を執ように迫って消費者等を困惑させて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (3) 消費者等の関係人で法律上支払義務のないものに、正当な理由なく電話をし、又は訪問して、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力をさせること。
- (4) 契約が成立していないにもかかわらず、又は契約の成立若しくは有効性について消費者等が争っているにもかかわらず、契約の成立又は契約の有効性を一方的に主張し、強引に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (5) 事業者の名称等若しくは住所又は債務の内容について明らかにせず、又は偽って、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- (6) 消費者の債務不履行又は債務の履行遅滞に対する損害金又は違約金について、支払期日の翌日から当該債務の支払いをする日までの期間の日数に応じ支払うべき額に年14.6パーセントの割合（法令で別に定めがある場合にあつては、当該定める割合）を乗じて計算した額を超えることとなる額の支払いの履行を迫り、又は履行をさせること。
- (7) 契約に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

**第8条** 条例第21条第5号に規定する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、これを拒否し、又は損害賠償額等、手数料、送料、商品等の対価等法令上根拠のない要求をすること。
- (2) 事業者の債務不履行又は商品等の瑕疵による消費者からの契約の解除の申出に対し、これを不当に拒否し、又は損害賠償額等、手数料、送料、商品等の対価等に関して根拠のない要求をすること。
- (3) 継続的に商品等を供給する契約又は当該契約に関連する商品等の販売契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく契約の解除若しくは変更の申出に対し、これを不当に拒否し、又は損害賠償額等について、当該契約と同種の契約の解除若しくは変更に伴う当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を著しく超える額を要求すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは変更の申出に対し、これを不当に拒否し、又は損害賠償額等について、当該契約と同種の契約の解除若しくは変更に伴う当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を著しく超える額を要求すること。
- (5) 消費者の契約の取消し又は無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これを不当に拒否し、又は契約の取消し若しくは無効に伴う消費者の利得相当額の返還について、当該消費者に生ずべき利得相当額を著しく超える額を要求すること。
- (6) 商品等の品質、内容その他の商品等に関する重要事項その他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、事実と異なることを告げて、又は将来における変動が不確実な事項につき、それが確実であると誤認させるべき断定的判断を提供して、消費者のクーリング・オフの権利の行使又は契約の申込みの撤回、解除若しくは変更の申出又は契約の取消し若しくは無効の主張（以下「契約の解除

等」という。)を妨げること。

(7) 消費者等若しくはその関係人を威迫して困惑させ、又は正当な理由なく不適當な時間帯に、若しくは長時間にわたる等の不当な手段を用いて、契約の解除等を妨げること。

(8) 契約の解除等が有効に行われたにもかかわらず、当該解除等に伴う事業者に生ずる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。

2 第5条第12号、前項第1号及び第6号に規定するクーリング・オフの権利とは、次に掲げる権利をいう。

(1) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第4条の4第1項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利

(2) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第58条第1項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利

(3) 前2号に規定する法律以外の法令の規定又は契約により認められた権利で前2号に掲げる権利に類するもの

### 第3章 消費者訴訟費用の貸付け

(貸付金の範囲)

**第9条** 条例第32条に規定する訴訟に要する費用に充てる資金(以下「貸付金」という。)の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)第2章の規定により裁判所に納める費用

(2) 訴訟代理人に支払う手数料及び謝金

(3) 前2号に掲げるもののほか、訴訟に要する費用で、知事が特に必要と認めるもの

(貸付けの要件)

**第10条** 条例第32条第3号の規則で定める額は、50万円とする。

2 貸付金の貸付けは、引き続き3箇月以上県内に住所を有する者に対し行うものとする。

(貸付金の限度額等)

**第11条** 貸付金は、訴訟1件当たり100万円を限度とする。

2 貸付金は、無利子とする。

(貸付けの申請)

**第12条** 貸付金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟資金貸付申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の消費者訴訟資金貸付申請書には、貸付金の貸付けを受けようとする者の住民票抄本その他知事が特に必要と認める書類を添付しなければならない。

(貸付けの決定)

**第13条** 知事は、前条第1項の規定による消費者訴訟資金貸付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、かつ、沖縄県消費生活審議会の意見を聴いて、貸付金の貸付けの可否及び貸付額を決定し、その旨を消費者訴訟資金貸付決定通知書(第4号様式)又は消費者訴訟資金貸付不承認決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をするに当たっては、必要な条件を付することができる。

(契約の締結等)

**第14条** 前条第1項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者は、消費者訴訟資金貸借契約を締結しなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる要件を備えた連帯保証人2人を立てなければならない。

(1) 引き続き3箇月以上県内に住所を有する者

(2) 一定の職業を有し、弁済の資力を有する者

3 知事は、第1項の規定により契約を締結したときは、速やかに貸付金を交付するものとする。

4 前項の規定により貸付金の交付を受けた者(以下「借受者」という。)は、第2項の規定による連帯保証人が死亡し、又は県外に転出し、若しくは居所不明となったときは、新たに同項の規定による連帯保証人を立てなければならない。

(貸付金の追加貸付け)

**第15条** 知事は、既に貸付けを決定した貸付金の額では訴訟を維持することが困難であると認めるときは、貸付金を追加して貸し付けることができる。この場合において、貸付金の合計額は、第11条第1項に規定

する貸付額の限度を超えないものとする。

2 前項の規定による貸付金の追加貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟資金追加貸付申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

3 貸付金の追加貸付けについては、前2条の規定を準用する。

（貸付決定の取消し等）

**第16条** 知事は、借受者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該貸付金の貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく貸付けの決定の通知を受けた日から起算して3箇月以内に当該訴訟を提起しないとき。

(2) 貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により貸付金の貸付けを受けたとき。

(4) 訴えを取り下げたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この規則に違反し、又は知事の指示に従わないとき。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定の全部又は一部を取り消したときは、消費者訴訟資金貸付決定取消通知書（第7号様式）により借受者に通知するとともに、遅滞なく当該貸付金を返還させるものとする。

（貸付金の返還）

**第17条** 条例第33条第1項の規定による貸付金の返還は、当該貸付金の貸付けに係る訴訟が終了した日の翌日から起算して3箇月以内に一括して返還しなければならない。

（貸付金の返還猶予）

**第18条** 条例第33条第2項の規定による貸付金の全部又は一部の返還を猶予できる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 借受者が災害により一時資力を失ったとき。

(2) 借受者が伝染病のため交通を遮断され、又は隔離されたとき。

(3) 借受者が当該訴訟に係る結果に基づき、弁済を受けようとする額の支払期日が前条の規定による返還期日後であるとき。

2 借受者は、貸付金の返還の猶予を受けようとするときは、消費者訴訟資金返還猶予申請書（第8号様式）にその理由を証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による消費者訴訟資金返還猶予申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、返還の猶予の可否並びに猶予する期間及び額を決定し、その旨を消費者訴訟資金返還猶予決定通知書（第9号様式）又は消費者訴訟資金返還猶予不承認決定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（貸付金の返還免除）

**第19条** 条例第33条第2項の規定による貸付金の全部又は一部の返還を免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 借受者が死亡し、訴訟を承継すべき者がいないとき。

(2) 判決又は和解によって確定した額が貸付金の額を下回ったとき。

(3) 訴訟の結果が敗訴となったとき。

(4) その他知事が特に必要があると認めるとき。

2 借受者は、貸付金の返還の免除を受けようとするときは、消費者訴訟資金返還免除申請書（第11号様式）にその理由を証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による消費者訴訟資金返還免除申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、返還の免除の可否及び返還を免除する額を決定し、その旨を消費者訴訟資金返還免除決定通知書（第12号様式）又は消費者訴訟資金返還免除不承認決定通知書（第13号様式）により申請者に通知するものとする。

（違約金）

**第20条** 借受者は、第16条第2項の規定により貸付けの決定を取り消されたために貸付金を返還する場合にあっては、交付を受けた日から当該貸付金を返還する日まで、又は第17条の規定により返還期日までに貸付金を返還しなかった場合にあっては、返還期日の翌日から当該貸付金を返還する日までの期間の日数に応じ返還すべき金額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額を違約金（100円未満の端数があると

き、又は100円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。)として支払わなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する違約金を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(届出事項)

**第21条** 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 訴訟を提起し、又は取り下げたとき。
- (2) 訴訟が終了したとき。
- (3) 訴訟の請求の趣旨を変更したとき。
- (4) 訴訟代理人に変更があったとき。
- (5) 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名の変更があったとき。
- (6) 訴訟の承継があったとき。

(訴訟の経過等の報告)

**第22条** 知事は、必要があると認めるときは、借受者又はその訴訟代理人に対し、訴訟の経過及び貸付金の使用状況等について報告を求めることができる。

#### 第4章 意見陳述の機会の付与

(意見陳述の方式)

**第23条** 条例第39条第2項の意見を述べる機会(以下「意見陳述の機会」という。)の付与は、知事が口頭で行うことを認めたときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 事業者は意見陳述を行うときは、証拠書類等を提出することができる。

3 知事は、意見陳述の機会を付与するときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述を認めたときは、その日時。以下同じ。)の2週間前の日までに、事業者に対し、意見陳述通知書(第14号様式)により通知しなければならない。

4 事業者は、やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の変更を意見陳述期日変更申出書(第15号様式)により申し出ることができる。

5 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見書の提出期限を変更したときは、事業者に対し、意見陳述期日変更通知書(第16号様式)により通知しなければならない。

(代理人)

**第24条** 事業者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、事業者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、事業者は書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(口頭による意見陳述の記録)

**第25条** 知事は、口頭による意見陳述を認めたときは、その指名する職員に意見陳述を記録させなければならない。

2 前項の規定により意見陳述を記録する者(以下「意見記録者」という。)は、事業者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、意見陳述調書(第17号様式)を作成し、これに記名押印しなければならない。

3 意見記録者は、口頭による意見陳述の終結後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

(意見書の不提出等)

**第26条** 知事は、事業者が正当な理由なく意見書の提出期限までに意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述の日時に事業者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会を付与することを要しない。

(情報提供の場合における意見を述べる機会の付与)

**第27条** 条例第14条又は第23条の規定による事業者を特定する情報等を提供しようとする場合において知事が必要と認めるときは、第23条から前条までの規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(身分証明書)

**第28条** 条例第38条第2項の身分を示す証明書の様式は、第18号様式のとおりとする。

(勧告)

**第29条** 条例第13条第1項、第19条第2項、第22条第1項又は第27条第2項の規定による勧告は、第19号様式、第20号様式、第21号様式又は第22号様式により行うものとする。

(公表)

**第30条** 条例第39条第1項の規定による公表は、沖縄県公報に登載するほか、広く県民に周知させる方法により行うものとする。

#### **附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

沖縄県知事 殿

住所

氏名又は名称



電話番号

沖縄県消費生活条例第8条の規定に基づき、下記のとおり消費者の権利が侵害されている疑いがありますので、適切な措置をとるよう求めます。

記

- 1 申出の趣旨（条例の定めに違反する事業活動の内容等）
- 2 求める措置の内容
- 3 その他参考となる事項

自主基準届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名又は名称



設定

自主基準を次のとおり変更したいので、沖縄県消費生活条例第17条第3項の規定により届け出ます。

廃止

- 1 自主基準の名称
- 2 自主基準の設定・変更・廃止者名
- 3 設定・変更・廃止の理由
- 4 自主基準の内容  
別紙のとおり

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所  
氏名

印

消費者訴訟資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

被害額		円	訴訟の目的の価額		円	
被害の概要		別紙のとおり				
貸付申請額		円	1 裁判所に納める費用		円	
			2 訴訟代理人に支払う手数料及び謝金		円	
			3 その他訴訟に要する費用		円	
申請者	ふりがな	住所				
	氏名	(電話)				
生	年	月	日	年齢( )		
月	日					
共同して訴訟を提起しようとする場合は、その人数(申請者を含む。) 人						
この場合、委任状を添付すること。						
相手方	氏名		住所			
	法人の名称	代表者氏名				
場合	所在地					
訴訟代理人	氏名					
	所在地 (電話)					
訴えを提起しようとする裁判所			訴えを提起しようとする年月日			
			年 月 日			
※ 決 定	貸付決定額		円	裁判所に納める費用		円
	貸付決定年月日			訴訟代理人に支払う手数料及び謝金		円
	貸付決定番号		第 号	その他訴訟に要する費用		円
	否決 取下げ 年 月 日					

注 ※印欄は、記入しないこと。

添付書類 申請者の住民票抄本

別紙

被害の概要

消費者訴訟資金貸付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の貸付けについては、次のとおり貸し付けることに決定したので通知します。

- 1 貸付決定額 円
- 2 貸付決定額の内訳

裁判所に納める費用	円
訴訟代理人に支払う手数料及び謝金	円
その他訴訟に要する費用	円
計	円

- 3 貸付条件

消費者訴訟資金貸付不承認決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の貸付けについては、次の理由により貸付けをしないことに決定したので通知します。

理 由

消費者訴訟資金追加貸付申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所  
氏名

印

消費者訴訟資金の追加貸付けを受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

追加貸付申請額	円 (内訳)	1 裁判所に納める費用	円
		2 訴訟代理人に支払う手数料及び謝金	円
		3 その他訴訟に要する費用	円
既貸付金の額			円
申請者	ふりがな 氏名	住所 (電話)	
	生年月日 年 月 日 年齢( )	職業	
追加貸付けを受けようとする理由			
※ 決 定	追加貸付決定額	内 訳	裁判所に納める費用
	追加貸付決定 年月日 年 月 日		訴訟代理人に支払う 手数料及び謝金
	追加貸付決定 番号 第 号		その他訴訟に要する費用
	否決	取下げ	年 月 日

注 ※印欄は、記入しないこと。

消費者訴訟資金貸付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



年 月 日付け第 号で通知した消費者訴訟資金の貸付決定については、次の理由により取り消すことに決定したので通知します。

理 由

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所  
氏名

印

消費者訴訟資金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸付決定	番 号	第 号	
	年 月 日	年 月 日	
貸付金の額		円	
消費者訴訟が終了した年月日		年 月 日	
返還猶予を受けようとする額		円	
返還猶予を受けようとする期限		年 月 日	
返還猶予を受けようとする理由			
※ 決 定	返還猶予決定額	円	摘 要
	返還猶予期限	年 月 日	
	返還猶予決定番号	第 号	
	返還猶予決定年月日	年 月 日	
	否決	取下げ	

注 ※印欄は、記入しないこと。

消費者訴訟資金返還猶予決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の返還の猶予については、次のとおり猶予することに決定したので通知します。

貸付金の額		円
返還猶予決定額		円
返還猶予期限	年 月 日	

消費者訴訟資金返還猶予不承認決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の返還の猶予については、次の理由により  
猶予しないことに決定したので通知します。

理 由

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所  
氏名

印

消費者訴訟資金の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸付決定	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日
貸付金の額		円
返還免除を受けようとする額		円
返還免除を受けようとする理由		
※ 決 定	返還免除決定額	円
	返還免除決定番号	第 号
	返還免除決定年月日	年 月 日
	否決	取下げ 年 月 日

注 ※印欄は、記入しないこと。

消費者訴訟資金返還免除決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の返還の免除については、次のとおり免除することに決定したので通知します。

貸付金の額	円
返還免除決定額	円

消費者訴訟資金返還免除不承認決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



年 月 日付けで申請のあった消費者訴訟資金の返還の免除については、次の理由により免除しないことに決定したので通知します。

理 由

意見陳述通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



沖縄県消費生活条例第39条第2項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合には、下記の期日までに意見書を提出してください。

記

意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県文化環境部県民生活課
予定される公表の内容	
根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	

注意事項

- 1 代理人を選任することができます。意見書提出期限までに代理人の住所、氏名、年齢及び職業並びに本人との関係を記載した委任状を提出してください。
- 2 代理人は、意見陳述に関する一切の行為をすることができます。
- 3 代理人がその資格を失ったときは、代理人を選任した者が書面でその旨を届け出なければなりません。
- 4 証拠書類等を添付することができます。
- 5 やむを得ない理由がある場合には、意見書の提出期限の変更を申し出ることができます。
- 6 知事が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。
- 7 正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出しない場合又は口頭による意見陳述の日時に出席しない場合には、意見の陳述を行ったものとみなします。

○連絡先 沖縄県文化環境部県民生活課（電話）098-866-2187

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名又は名称

電話番号



変更を申し出る理由	
提出期限の希望年月日	年 月 日

意見陳述期日変更通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



年 月 日付け 第 号で通知した意見書の提出期限を次のとおり変更した  
ので通知します。

変更後の意見書 の提出期限	年 月 日
------------------	-------

注意事項

- 1 代理人を選任することができます。意見書提出期限までに代理人の住所、氏名、年齢及び職業並びに本人との関係を記載した委任状を提出してください。
- 2 代理人は、意見陳述に関する一切の行為をすることができます。
- 3 代理人がその資格を失ったときは、代理人を選任した者が書面でその旨を届け出なければなりません。
- 4 証拠書類等を添付することができます。
- 5 やむを得ない理由がある場合には、意見書の提出期限の変更を申し出ることができます。
- 6 知事が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。
- 7 正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出しない場合又は口頭による意見陳述の日時に  
出頭しない場合には、意見の陳述を行ったものとみなします。

○連絡先 沖縄県文化環境部県民生活課（電話）098-866-2187

意見陳述調書

意見記録者 職名

氏名



- 1 意見陳述の件名
- 2 意見陳述の日時及び場所
- 3 意見陳述に出頭した事業者及びその代理人の氏名又は名称及び住所
- 4 事業者及びその代理人の意見陳述の要旨
- 5 証拠書類等の目録
- 6 その他参考となるべき事項

(表)  
8センチメートル

		第	号
4	3センチメートル	身 分 証 明 書	
6 セ ン チ メ ー ト ル	写真	押 出 スタンプ	職 名 氏 名
			年 月 日生
	上記の者は、沖縄県消費生活条例第38条第1項の規定により立入調査又は質問 を行う職員であることを証明する。 年 月 日		
	沖縄県知事	印	

(裏)

沖縄県消費生活条例抜すい

(立入調査等)

**第38条** 知事は、第13条第1項、第19条第2項、第22条第1項及び第27条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し報告を求め、又は当該職員に当該事業者の事務所、営業所、工場、店舗、倉庫その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

危 害 防 止 勧 告 書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



あなたが供給している商品又は役務については、沖縄県消費生活条例第11条に定める危害商品等であると認められるので、同条例第13条第1項の規定により、次の措置をとるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、意見陳述の機会を付与した上で、同条例第39条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称、住所及びその行為の内容等を公表することがあります。

- 1 商品又は役務の名称
- 2 危害商品等と認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日

注 3に記載した措置をとったときは、 年 月 日までに文化環境部県民生活課にその旨を文書で報告してください。

県 基 準 の 遵 守 勧 告 書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



あなたが供給している商品又は役務については、沖縄県消費生活条例第18条第1項の規定に基づく県基準に違反すると認められるので、同条例第19条第2項の規定により、次の措置をとるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、意見陳述の機会を付与した上で、同条例第39条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称、住所及びその行為の内容等を公表することがあります。

- 1 商品又は役務の名称
- 2 違反していると認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日

注 3に記載した措置をとったときは、年 月 日までに文化環境部県民生活課にその旨を文書で報告してください。

不 当 な 取 引 行 為 の 是 正 勧 告 書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



あなたが行っている商品又は役務の取引については、沖縄県消費生活条例第21条に定める不当な取引行為であると認められるので、同条例第22条第1項の規定により、次の措置をとるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、意見陳述の機会を付与した上で、同条例第39条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称、住所及びその行為の内容等を公表することがあります。

- 1 商品又は役務の名称
- 2 不当な取引行為と認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日

注 3に記載した措置をとったときは、年 月 日までに文化環境部県民生活課にその旨を文書で報告してください。

売渡し、価格の引下げ等勧告書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県知事



あなたが行っている特定生活関連物資の供給行為については、沖縄県消費生活条例第27条第2項に定める不適正な事業活動であると認められるので、同項の規定により、次の措置をとるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、意見陳述の機会を付与した上で、同条例第39条第1項の規定により、あなたの氏名又は名称、住所及びその行為の内容等を公表することがあります。

- 1 特定生活関連物資の名称
- 2 不適正な事業活動であると認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日

注 3に記載した措置をとったときは、年 月 日までに文化環境部県民生活課にその旨を文書で報告してください。